

# 食品表示法に基づく表示について

平成 28 年 11 月 8 日作成

## 1. この表示の目的は何ですか？

食品表示法に基づく表示の目的は「食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保すること」です。

## 2. 何を表示すればいいですか？

一般的に表示すべき事項を挙げます。

1. 名称
2. 期限(消費期限又は賞味期限)
3. 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
4. 添加物を含む食品にあっては、当該添加物を含む旨
5. 特定原材料(卵や小麦など、アレルギー物質を含む食品として定められた7品目)を原材料とする加工食品にあっては、当該食品を原材料として含む旨
6. 内容量
7. 保存方法
8. 栄養成分の量及び熱量
9. 遺伝子組換え食品に関する事項

### <アレルギー表示に関する補足>

#### 特定原材料 7 品目(表示義務があるもの)

卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに

#### 特定原材料に準ずるもの 20 品目(表示が推奨されるもの)

いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉

その他、食品により表示すべき事項が増える場合があります。

例) 生食用鮮魚介類

生食用である旨

冷凍食品

冷凍食品である旨、冷凍前加熱の有無、加熱調理の必要性

遺伝子組換え食品を使用した加工食品

「遺伝子組換えである」あるいは「遺伝子組換え不分別である」旨

< 遺伝子組換え食品の表示について >

表示義務がある遺伝子組換え食品

大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜の7種類の農作物を原材料とし、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残る加工食品 32 食品群

3. 表示について気をつけることはありますか？

以下の事例がみられます。該当しないか確認をお願いします。

製造者・加工者の欄に氏名を記載せずに、屋号( 商店、 鮮魚店など)のみを記載している

製造者・加工者氏名は個人名あるいは法人名(株式会社 など)を表示する必要があります。

営業許可を取得した営業者氏名と、表示されている製造者・加工者氏名が一致していない。

製造販売に許可が必要な食品については、許可を取得した営業者氏名を記載してください。氏名は保健所にて交付した営業許可指令書に記載してあります。

刺身など生食用の鮮魚介類について、生食用あるいは刺身用といった表示がない。

切り身又はむき身にした鮮魚介類で生食用のものは、そのことが分かる表示が必要です。見た目で見分けるからといって省略してはいけません。

関連リンク

食品表示関連通知 -消費者庁-

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>